

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

(免 除 届 出 用)

| | | |
|-----------------|--|---------|
| 受贈者、相続人(受遺者)の氏名 | | 入 力 確 認 |
| | | ※ ※ |

租税特別措置法施行令 第40条の8第35項(旧第34項) 第40条の8の2第41項の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

| | |
|--|------------------------------|
| 認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) | 本店の所在地 (変更前) |
| 死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(注1) | A 円 Aの直前の事業年度 円 Aの2期前の事業年度 円 |
| 死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(注2)の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日 | 事実発生日 . . 事 由 |

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の8第23項(旧第21項)又は同法第40条の8の2第29項(旧第28項)に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していません。 左記に該当する場合には口内にレ印を付してください

※ 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

| | |
|---|---|
| ① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 | 円 |
| ② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額 | 円 |
| ③ 死亡等の日の直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 | 円 |
| ④ 死亡等の日の直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3) | 帳簿価額 運用収入 |
| 有価証券 | 資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 a 円 j 円 特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く) b 円 k 円 |
| 不動産 | 現に自ら使用しているもの以外 c 円 l 円 |
| ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 d 円 m 円 |
| 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 | 事業の用に供することを目的として有するもの以外 e 円 n 円 |
| 現金、預貯金等 | 現金及び預貯金その他これらに類する資産 f 円 o 円 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 g 円 p 円 |
| ⑤ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4) | 経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 h 円 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 i 円 |
| ⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) | 円 |
| ⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) | 円 |
| ⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑥/③) | % |
| ⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A) | % |
| ⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数 | 人 |

※欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

(裏)

租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「経営承継期間」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 5 号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。
- 3 「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号及び同項第 9 号に定めるものをいいます。
- 4 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 12 項第 2 号イに定めるものをいいます。
- 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 3 号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 6 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 10 項（旧第 9 項）に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 7 「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 4 項に定める者をいいます。
- 8 「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 35 項（旧第 34 項）の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注 1) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前 3 期分の各総収入金額を記載してください。

(注 2) 経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、贈与税又は相続税の申告書の提出期限をいいます。

(注 3) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注 4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の 7 の 2 第 1 項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。